

府子本第 1228 号  
令和 4 年 1 月 12 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣  
( 公 印 省 略 )

「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」の一部改正について

平成 27 年 7 月 13 日付けで「子ども・子育て支援整備交付金の交付について」（府子本第 202 号）を通知したところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり一部改正し、令和 3 年 12 月 20 日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

(別添)

子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（新旧対照表）

（下線部は変更点）

改正後	現行
府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日	府子本第 202 号 平成 27 年 7 月 13 日
第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日	第一次改正 府子本第 716 号 平成 28 年 10 月 31 日
第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日	第二次改正 府子本第 612 号 平成 29 年 8 月 1 日
第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日	第三次改正 府子本第 640 号 平成 30 年 6 月 29 日
第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日	第四次改正 府子本第 185 号 令和元年 6 月 25 日
第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日	第五次改正 府子本第 607 号 令和 2 年 5 月 25 日
第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日	第六次改正 府子本第 292 号 令和 3 年 4 月 1 日
<u>第七次改正 府子本第 1228 号</u> <u>令和 4 年 1 月 12 日</u>	
各 都道府県知事 殿  内閣総理大臣 (公印省略)	各 都道府県知事 殿  内閣総理大臣 (公印省略)

改正後	現行
<p data-bbox="315 276 987 308">子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="203 400 1102 555">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="203 608 300 639">別 紙</p> <p data-bbox="367 692 943 724">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="203 858 584 890">第 1 条から第 18 条 （略）</p>	<p data-bbox="1249 276 1921 308">子ども・子育て支援整備交付金の交付について</p> <p data-bbox="1131 400 2029 555">標記の交付金の交付については、別紙「子ども・子育て支援整備交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により行うこととし、平成 27 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。</p> <p data-bbox="1131 608 1227 639">別 紙</p> <p data-bbox="1288 692 1863 724">子ども・子育て支援整備交付金交付要綱</p> <p data-bbox="1131 858 1512 890">第 1 条から第 18 条 （略）</p>

改正後						現行					
別表 1						別表 1					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,659千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】 国 1/3 (2/3) 【5/6】 都道府県 1/3 (1/6) 【1/12】 市町村 1/3 (1/6) 【1/12】	放課後児童クラブ（1支援単位あたり）	創設及び改築	本体工事費	28,659千円	放課後児童クラブの創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 （通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 国 1/3 (2/3) 都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合） 【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合（通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合）		
		特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		
		解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,521千円 2,264千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1,521千円 2,264千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2 改築に際して仮施設を整備する場合	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		

改正後					現行				
			3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	国 2/9 (1/2) <u>【5/8】</u>				3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	国 2/9 (1/2)
拡 張	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	都道府県 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 市町村 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 設置者 1/3 (1/4) <u>【1/4】</u>	拡 張	本体工事費		内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	都道府県 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 市町村 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 設置者 1/3 (1/4) <u>【1/4】</u>
	賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)			賃借料加算	6,658千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費			特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
大規模修繕	本体工事費		通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	都道府県 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 市町村 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 設置者 1/3 (1/4) <u>【1/4】</u>	大規模修繕	本体工事費		通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	都道府県 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 市町村 2/9 (1/8) <u>【1/16】</u> 設置者 1/3 (1/4) <u>【1/4】</u>
	特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費			特殊付帯工事費	17,246千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。			仮設施設整備工事費		大規模修繕に際して仮設施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	

改正後						現行					
別表 2						別表 2					
算定基準						算定基準					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合	1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,924千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕	病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	38,924千円	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合 国 1/3 〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕 市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 国 3/10 〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	1,946千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	1,946千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料			
		環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用			
		地域の余裕スペース活用促進加算	4,018千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用		地域の余裕スペース活用促進加算	4,018千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用			
		特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費			
		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,403千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工	2,403千円	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合			

改正後				現行			
	事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,281千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	費又は工事請負費		事費	2 改築に際して仮施設を整備する場合 4,281千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	費又は工事請負費
拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	拡 張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料		設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用		環境改善加算	4,592千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費	大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工 事事務費
	特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費		特殊付帯工事費	16,415千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費		仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

改正後					
別表 3 算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,989千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 第8条(4)に基づく場合 37,830千円  ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 85,978千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,050千円 第8条(4)に基づく場合 75,660千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) <u>【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合】</u>  国 1/3 (2/3) <u>【5/6】</u>  都道府県 1/3 (1/6) <u>【1/12】</u> 市町村 1/3 (1/6) <u>【1/12】</u>
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合) <u>【放課後児童クラブ整備促進事業として待機児童の解消のため</u>
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

現行					
別表 3 算定基準 (第8条に基づき、放課後児童クラブの整備を行う場合)					
1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
放課後児童クラブ(1支援単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 42,989千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 31,525千円 第8条(4)に基づく場合 37,830千円  ただし、放課後子ども総合プランによる場合 第8条(1)に基づく場合 85,978千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 63,050千円 第8条(4)に基づく場合 75,660千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	放課後児童クラブの創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)  国 1/3 (2/3)  都道府県 1/3 (1/6) 市町村 1/3 (1/6)
		賃借料加算	第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合に必要な費用	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合(通知の第1の2に基づき待機児童の解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合)
		特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	



改正後				現行					
	解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,282千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,673千円 第8条(4)に基づく場合 2,008千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,396千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,490千円 第8条(4)に基づく場合 2,988千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>国 2/9 (1/2) 【5/8】</p> <p>都道府県 2/9 (1/8) 【1/16】 市町村 2/9 (1/8) 【1/16】 設置者 1/3 (1/4) 【1/4】</p>	<p>の放課後児童クラブの整備を行う場合】</p>		解体撤去工事費及び仮施設設置整備工事費	<p>1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 2,282千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 1,673千円 第8条(4)に基づく場合 2,008千円</p> <p>2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 3,396千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,490千円 第8条(4)に基づく場合 2,988千円</p> <p>3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>国 2/9 (1/2)</p> <p>都道府県 2/9 (1/8)</p> <p>市町村 2/9 (1/8)</p> <p>設置者 1/3 (1/4)</p>	
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費		拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	放課後児童クラブの拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費	
	賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)			賃借料加算	<p>第8条(1)に基づく場合 9,987千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 7,324千円 第8条(4)に基づく場合 8,789千円</p>	新たに土地を賃借して放課後児童クラブを整備する場合には必要な費用(施設の拡張により必要となる部分に限る。)	
	特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費			特殊付帯工事費	<p>第8条(1)に基づく場合 25,869千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,971千円 第8条(4)に基づく場合 22,765千円</p>	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	

改正後

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 58,386千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 42,816千円 第8条(4)に基づく場合 51,380千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  国 1/3  〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕  市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合  国 3/10  〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,919千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,141千円 第8条(4)に基づく場合 2,569千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

現行

別表 4

算定基準

(第8条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合)

1区分	2整備区分	3種目	4基準額	5対象経費	6負担割合
病児保育施設	創設及び改築	本体工事費	第8条(1)に基づく場合 58,386千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 42,816千円 第8条(4)に基づく場合 51,380千円  一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備(建物の整備と一体的に整備されるものであって、内閣総理大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費(PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。)	市町村が整備を行う場合  国 1/3  〔都道府県 1/3 市町村 1/3〕  市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合  国 3/10  〔都道府県 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10〕
		設計料加算	第8条(1)に基づく場合 2,919千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,141千円 第8条(4)に基づく場合 2,569千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	
		環境改善加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	子どもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	

改正後

現行

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,027千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,420千円 第8条(4)に基づく場合 5,304千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,605千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,643千円 第8条(4)に基づく場合 3,172千円  2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,422千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,709千円 第8条(4)に基づく場合 5,651千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

	地域の余裕スペース活用促進加算	第8条(1)に基づく場合 6,027千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,420千円 第8条(4)に基づく場合 5,304千円	地域の余裕スペース(公営住宅、公民館等)を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用
	特殊付帯工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 第8条(1)に基づく場合 3,605千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 2,643千円 第8条(4)に基づく場合 3,172千円  2 改築に際して仮施設を整備する場合 第8条(1)に基づく場合 6,422千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 4,709千円 第8条(4)に基づく場合 5,651千円  3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により内閣総理大臣が必要と認めた額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費
拡張	本体工事費	内閣総理大臣が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料

改正後					現行				
		環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用			環境改善 加算	第8条(1)に基づく場合 6,888千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 5,051千円 第8条(4)に基づく場合 6,061千円	子どもにやさしい 環境を作り出すため に必要となる費用
		特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費			特殊付帯 工事費	第8条(1)に基づく場合 24,623千円 第8条(2)、(3)に基づく場合 18,057千円 第8条(4)に基づく場合 21,668千円	特殊付帯工事に必 要な工事費又は工事 請負費

改正後

現行

別紙様式1

(略)

(略)

改正後

内訳表

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

- (1)施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2)設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3)整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4)放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (5)年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

現行

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金所要額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	交付金所要額	年次計画	抵当権設置の有無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
合計(施設分)						

- (1)施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2)設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3)整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4)年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

改正後

現行

別紙様式2～7

(略)

(略)

改正後

現行

内訳表

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	放課後児童クラブ整備促進事業	交付金所要額	年次計画	担当権設置の有無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
							有・無
合計(施設分)							

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 放課後児童クラブ整備促進事業欄には、「放課後児童クラブ整備促進事業」であれば、○を付すこと。
- (45) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること

令和 年度子ども・子育て支援整備交付金精算額市町村別内訳表

市町村名

(単位:円)

施設名	施設種別	設置主体	整備区分	交付金所要額	年次計画	担当権設置の有無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
						有・無
合計(施設分)						

- (1) 施設種別欄には、放課後児童クラブは「放」、病児保育施設には「病」と記載すること。
- (2) 設置主体欄には、市町村は「公」、社会福祉法人等には「民」と記載すること。
- (3) 整備区分欄には、創設、改築、拡張、大規模修繕、応急仮設施設整備の別を記入すること。
- (4) 年次計画欄は、単年度事業の場合は「単年度」、複数年事業の場合は「(元号) 年度●%、(元号) 年度●%」と記入すること



改正後

現行

別紙様式2～7

(略)

(略)